

柳井地域広域水道企業団（上関町簡易水道事業） 令和7年度水質検査計画

水質検査は、水質基準に適合し安全であることを保障するために不可欠であり、水道水の水質管理において中核をなすものです。

水質検査計画とは、水質検査の適正化を確保する為に、水質検査項目等を定めたものです。

目次

1. 基本方針
2. 水道事業の概要
3. 水源の状況並びに原水および浄水の水質状況
4. 採水地点
5. 検査項目および検査頻度
6. 水質検査方法
7. 臨時の水質検査
8. 水質検査の自己・委託の区分
9. 水質検査計画および検査結果の公表
10. 水質検査の精度と信頼性保証について
11. 関係機関との連携

1. 基本方針

水道水が水質基準に適合し、安全であることを確認するために、次の方針で水質検査を実施します。

- (1) 検査地点は、水質基準が適用される給水栓（蛇口の水）に加え、水源地の取水井（原水）および出口（浄水）でおこないます。
- (2) 検査項目は、水道法で義務付けられている水質基準項目および水質検査計画に位置付けることが望ましいとされる水質管理目標設定項目、さらに上関町が独自におこなう水質項目とします。
- (3) 検査頻度は、水道法に基づく色、濁り、残留塩素の検査を給水栓で毎日おこないます。水質基準項目の検査については、省略不可能項目を月1回、その他の項目は過去の水質結果をかんがみ、年3回ないし年1回とします。
原水については、指標菌及びクリプトスポリジウム等の検査を年4回行います。

2. 水道事業の概要

(1) 給水状況（令和5年度）

- | | |
|-----------|------------------------|
| ① 給水人口 | 2,225人 |
| ② 給水戸数 | 1,335戸 |
| ③ 普及率 | 99.4% |
| ④ 施設能力 | 2,510m ³ /日 |
| ⑤ 配水管延長 | 51,075m |
| ⑥ 年間総配水量 | 205,518m ³ |
| ⑦ 1日最大配水量 | 1,500m ³ |
| ⑧ 1日平均配水量 | 563m ³ |

(2) 水源地の概要

| 地区 | 水源地名 | | | | |
|---------|-------------------|-----------|-----------|--|--|
| 上関町統合簡水 | 柳井地域広域水道企業団（弥栄ダム） | | | | |
| 祝島簡水 | 第7 神名塩 | 第9 江の本 | 第10 長磯 | | |
| 八島簡水 | 三浦 | 盛 | 浅井戸 | | |

3. 水源の状況ならびに原水および浄水の水質状況

長島・室津の水源地は主に柳井広域水道企業団からの水を利用し、祝島・八島については、各河川等の表流水及び伏流水から取水しています。また八島は、浅井戸からも取水しています。柳井広域水道からの受水水については企業団が、水質管理を行っており塩素滅菌するだけで給水しています。祝島・八島の浄水場では、原水の汚染要因を踏まえて適正な浄水処理を徹底して行っています。

浄水は、これまでの検査結果から水質基準を十分満たしており、安全で良質な水です。

4. 採水地点

(1) 給水栓（蛇口）

各水源地から供給される水が水質基準に適合しているかどうか判断できる地点として10箇所を設定しました。

また、水道法に基づく1日1回行う検査（色、濁り、残留塩素）は6箇所を設定しました。

(2) 水源地

供給する水が安全で良質であることを確認するため、着水井で原水水質を検査します。

- ① 水源の水質が著しく悪化したとき。
- ② 水源に異常があったとき。
- ③ 水源付近、給水区域およびその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき。
- ④ 浄水過程に異常があったとき。
- ⑤ 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- ⑥ その他特に必要があると認められるとき。

8. 水質検査の自己・委託の区分

水質検査は、毎日検査以外すべてを国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた水質検査機関に委託して実施します。

9. 水質検査計画および水質検査結果の公表

水質検査計画および水質検査結果は、上関町役場総務課窓口にて公表します。また土木建築課でも閲覧できるようにします。

水質検査計画については毎年見直しをおこない、状況に応じて適切に改正します。その内容については、皆様のご意見をもとに次年度の水質検査計画に反映させたいと思っております。

10. 水質検査の精度と信頼性保証について

水質検査の精度と信頼性保証については、委託検査機関に以下と同等のものを求めています。

(1) 水質検査の精度

原則として基準値および目標値の1/10の定量下限を確保し、1/10付近において変動係数(RSD)が金属類では10%以下、有機物では20%以下の精度で水質検査をおこないます。農薬に関しては、目標値の1/100を定量下限とし変動係数(RSD)30%以下の精度を確保します。

(2) 信頼性の保証

水質検査は、水道水の安全性を保証するもので、その測定値は正確かつ信頼性の高いものが求められます。各項目の検査方法、検査機器の操作法、機器の日常点検および定期点検の手順については、詳細な標準作業書にしたがい所定の検査精度を確保しております。さらに、国、県等による外部精度管理に参加し、信頼性の保証に努めています。

11. 関係機関との連携

柳井広域水道企業団からの受水水については、企業団が行う水質検査以外にも、水源である弥栄ダムにおいて水質汚濁防止法に係る環境基準項目についての検査が行われており、その検査結果はダム管理事務所から企業団に伝えられ、当町にも連絡があります。

水源等で水質汚染事故が発生した場合には速やかに現地調査をし、県健康福祉センター、県生活衛生課等関係機関と情報交換をおこない、必要に応じて臨時水質検査を実施します。